

日常生活用品（おむつ）助成制度について

※おむつ助成の新規申請を行った月からが、助成対象です。

1 在宅等で生活している方（現物の助成）

ご自宅にお住まいの方もしくは市内の有料老人ホームに入所中の方は、指定されたおむつの中から一定の数量をご自宅、有料老人ホームまで配達いたします。

※配達内容を変更するときは、前月の20日までにおむつ配達業者に連絡してください。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設または介護医療院に入所中の方は助成の対象外です。ただし、入所中に医療病棟に入院した場合は、現金助成の対象になります。

2 入院中の方（現金の助成）

入院により、おむつの配達（現物助成）が受けられない場合に限り、おむつ代の現金助成が受けられます。年に3回の領収書の提出月（4月、8月、12月）に、市役所におむつ代の領収書を提出していただくことにより、月額8,000円（税込）上限の助成となります。

① 提出物 入院期間中のおむつ代の領収書

※氏名、おむつ代の明記、領収印、領収日がないものは受付できません。

※詳しくは、別紙「おむつの領収書見本」をご覧ください。

② 提出月と提出する領収書の対象月

提出月	提出する領収書（前月までの4か月分）
4月	12・1・2・3 月分の領収書
8月	4・5・6・7 月分の領収書
12月	8・9・10・11 月分の領収書

③ 提出先 府中市役所介護保険課介護サービス係

④ 支払月 提出月の翌月（5月、9月、1月）の31日ごろ、ご指定いただいた銀行口座に振り込みます。

※領収書の提出が提出月までに間に合わない場合は、**次回の提出月**までは受付できます。ただし、次々回の提出月以降は受付することができず、助成の対象外となりますのでご注意ください。

※薬局などのポイントサービス利用額は、助成の対象外となります。

※おむつ助成の認定開始月（おむつ助成の申請を行った月）より以前のおむつ代の領収書については、助成の対象外となります。

3 日常生活用品助成変更（中止・再開・消滅）届の提出について

おむつの受給中に次の①～⑨のような変更が生じた場合は、届出が必要になりますので、印鑑をご持参のうえ、市役所介護保険課でお手続きください。

- ① 入院・退院したとき
- ② 施設入所・施設退所したとき
- ③ 転院したとき
- ④ 転居・転出・死亡のとき
- ⑤ 介護認定の介護度が、「要介護度2以下」になったとき（一時停止となります）

※その後、「要介護度3以上」になったときは再開が可能となりますので、届出が必要です。

- ⑥ 「医療病棟から介護病棟へ」または「介護病棟から医療病棟へ」移ったとき
- ⑦ 生活保護が開始となったとき
- ⑧ 現金助成の振込口座を変更するとき
- ⑨ 日常生活用品（おむつ）が必要でなくなったとき

●介護者慰労金のご案内

府中市では介護認定の「要介護3」以上に認定された在宅の方を、常時介護している方で次の①～④の要件をすべて満たす場合に介護者慰労金（月額5,000円）を支給しています。支給は、慰労金の申請をされた月からとなります。遡っての支給はできませんので、該当の方はお早めにご申請ください。

- ①介護者と被介護者の住民票の住所が同一であり、共に生活している
- ②介護者が要介護認定を受けていない
- ③介護者が介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者ではない
- ④介護者及び被介護者が属する世帯が市民税非課税世帯である

【問合せ先】

府中市福祉保健部介護保険課介護サービス係

電話 042-335-4470